

児童虐待への対策と自己の探究

刑罰とセラピーに関する一考察

久米 暁

児童虐待は、一般の暴力事件よりも一層深刻な問題を抱えている。その理由の一つは、逃げ場のない子供に対して親が危害を加え始めれば、その密室性と子供の非力とから、比較的容易に子供が死や重傷に至るという点にある。しかし、さらには、虐待がたとえ身体に軽傷を負わずにとどまるとしても、子供の心には重い精神的な傷が、身体の傷が癒えた後になってもなお、残り続けるという点が挙げられる。昨年2000年5月に制定され同年11月から施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法と略記）の第一条はこの法律の「目的」を次のように述べている。「この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ…児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」。児童虐待とは、身体を一時的に傷つけることではなく、子供の人生全体に影を落とす精神的な傷を負わずことなのである。

では、この精神的傷の本体は具体的には何か。例えば、2001年8月10日の新聞各紙（毎日朝刊29面；読売朝刊1面；朝日夕刊12面）によれば、少年院収容者の半数が虐待を受けたことがあると答えた。また、2001年11月9日の読売新聞（朝刊38面）によれば、1997年から2000年までに殺人などの社会的に大きな影響を与える重罪を犯した少年14人のうち6割以上が、動けなくなるほど殴られるなどの虐待を親から受けていたことが分かった。同紙はさらに、『自分は愛されていない』という少年の感情は生命を軽視させる。人間同士の信頼関係が築けず、感情のコントロールが上手にできなくなる」という専門家の意見を紹介している。この意見に分析を加えれば、最も愛してもらえてしかるべき相手（親）から愛されなかったという経験が、「自分は他者一般から愛されない」・「自分は他者から酷い仕打ちを受けるに決まっている」という自己理解を生み、他者への信頼を不可能にする（西澤, 1999: 117-122）ということになる。また、虐待親はしばしば、自分の虐待行為を正当化するために、子供に対して「虐待を受ける責任はおまえにある」というメッセージを送り続けるので、被虐待児はその後「自分は駄目な人間である」という悲観的な自己理解とともに生きることを余儀なくされると言われている（西澤, 1999: 119; McNamee & Gergen, 1992=邦訳: 148-149）。さらに、虐待事件は被虐待児のトラウマとなる。トラウマとは、後に詳述するように、過去の経験についての理解、すなわち自己理解の失敗によって生じる。してみると、こうした自己理解の歪みこそが虐待によって受ける精神的な傷であると言える。

したがって、被虐待児の自己理解を適切に書き直すことが児童虐待への適切な対応策と

なる。さらに、子供の頃に虐待されていた人が自分の子供を虐待するという虐待の「世代間連鎖」という現象を考えれば分かるように、不幸にも生じてしまった虐待事件への適切な対応策が、世代を超えて今後起こり得る児童虐待への効果的な防止策となる。したがって、被虐待児の自己理解の書き直しこそが虐待防止策としても重要である。また、虐待の加害者である虐待親が、自己理解の歪みをかかえていることも多く、したがって、虐待親と被虐待児双方の自己理解の適切な書き換えが必要なのである。

しかし、いかなる自己理解が虐待親と被虐待児に癒しを与え、さらなる虐待を防止するのであろうか。親が罪を犯したのであり自分には責任が無いと社会の側が宣告することによって悲観的な自己理解から彼女たちを救うことや、あるいは、セラピーによって当人の過去を正確に理解させることが、彼女たちの心を癒すことになるかのように見える。しかし、後に紹介するように、そうした自己の書き直しがかえって、癒しを阻害し、新たな虐待を促すという事実も指摘されている。そこで、我々は、癒しと虐待防止とを成功させるような自己理解を彼女たちに与えるテクニックが要求される。しかし、浅薄な「慰め」と同様に、こうしたテクニックは、癒しや虐待防止と引き換えに、実用的ではあるが虚偽なる自己理解を植え付けることにならないだろうか。言わば、心を癒し虐待を防止するために自己理解を操作することになってはいないか。本稿の課題は、「こうした自己理解の操作はいかにして正当化されるか」である。

虐待防止という課題は、昨年の児童虐待防止法の制定と施行からも分かるように、既に国の政策レベルの問題となっている。今年2001年に入ってから、厚生労働省・文部科学省といった国の機関が、児童虐待への対策案を次々と打ち出している。それとともに、いかなる刑罰を科すか、いかなるセラピーの充実をはかるか、という問題に議論が集まり、刑事政策や医療政策の行方が検討されている。したがって、刑罰とセラピーに基づいた心の癒しや虐待の防止と、上述した自己理解の操作の問題とを考察することは無意味ではないであろう。本稿は、自己理解の操作を限定的に擁護することによって、刑罰に関しては「非犯罪化」の方向を、また、セラピーに関しては、癒しの可能性を多様に捉える実用主義的なセラピーを支持したいと思う。まずは、今回の児童虐待防止法の特徴と問題点を分析した上で、刑罰とセラピーという二つの虐待防止策のさらなる充実が実際に期待されていることを確認することから始めよう。

I 児童虐待防止法の特徴と問題点

児童虐待防止法の第一の特徴は、親権を明確に制限したことである。第十四条に「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」とあるように、まずは、親による「しつけ」と「児童虐待」とが区別されることが明言され、また、児童委員等による家庭への立ち入り調査や、児童相談所長による虐待親と被虐待児との面会・通信の制限が可能であることが明確にされて、個人的で閉じられた関係である親子関係に対す

る公的介入の可能性を保証されている。行き過ぎた「しつけ」なら恐らく昔から頻繁に起きていたであろうが、日本では1990年代に至ってようやくそれが問題化し、「児童虐待」という語が頻繁に使われるようになった。その原因は、子供は親が社会的悪から隔離し保護し教育してやらなければならないという従来の子供観が、子供は一人の権利主体としてあらゆる抑圧から解放されるべきであるという子供観へと変化したことで、保護と厳しい教育の場であった個人的で閉じられた親子関係が管理と抑圧の場へと変換されて理解されるようになったからだと言われている（上野, 1996: 104-149）。個人的で閉じられた抑圧の場所に、その圧制から子供を救うための公的介入が可能でなければならないという考えが、児童虐待防止法にも表れているのである。

第二の特徴は、附則の第二条に「児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とあるように、防止策等の再検討が約束されていることである。

そこで、虐待防止の観点から今回の法律を検討してみると問題点が見えてくる。第一の点は、児童虐待の「犯罪化(criminalization)」(林, 1999: 142) が為されていない点である。第二条において、いわゆる、身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待の四形態に分類する仕方で児童虐待の定義が明記され、第三条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と児童虐待の禁止が宣言されているものの、虐待をした者に対する刑罰が導入されていない。また、先に紹介した第十四条の「児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪」(下線は筆者による) という表現からも、虐待そのものが犯罪とは規定されていないことが分かる。すなわち、新たな犯罪類型としての「児童虐待罪」は創設されず、児童虐待は刑罰の対象として構成されなかったのである(後藤, 2000: 115)。本立法以前から、児童虐待は、それぞれの形態に応じて、傷害罪・強姦罪・保護責任者遺棄致死罪等の刑法上の犯罪や、児童福祉法上の「淫行をさせる罪」や青少年保護育成条例にいう「淫行罪」に該当すると指摘されてきた(安部, 1998: 295)。また、本立法以前、当時の厚生省は、「児童虐待対策にさまざまな問題が生起していることは認めつつも、それは法制度の問題ではなく運用の問題にすぎないとの態度を崩さず」(磯谷, 2000)、立法の必要なしと考えていた。本立法によって、「児童虐待」は、なるほど、法的に定義されたが、今回の法律の実質は「既存の法制度がより実効的に機能するよう、通知や運用に法的根拠を与えた」(磯谷, 2000) ことにある。すなわち、今回の児童虐待防止法は、刑事制裁を目的とするものではないのである(林, 2000: 255; 川崎, 2000: 146)。

第二の問題点は、これも再発防止の観点から見て重要な点であるが、虐待親へのカウンセリングやセラピーの受講が義務付けられていないことである。なるほど、都道府県知事が虐待親に対して児童福祉司等による指導に従うよう勧告することができるようになり、また、指導や勧告に従わない場合には、子供の入所等の措置が解除されない可能性を生じさせることによって、指導や勧告に従うことを間接的には促すことができるようになった。しかし、本格的なケアの義務化に関しては、国会においても議論になり、また日弁連も積

極的に制度を提案したものの、当時の厚生省はどういったケアが必要であるかについて十分に検討が必要であるなどと述べるにとどまり、消極的な姿勢を見せたのである（岡田, 2000: 177）。

以上を纏めれば、児童虐待防止法は、親子関係への公的介入を保証するとともに、児童虐待の定義と禁止を明確にしたという点で、虐待防止へと踏み込む貴重な一歩であると評価することができるが、その一方で、刑罰的対応と医療的対応とに関しては未だ不十分であると考えることができる。2003年を目途にした防止策の再検討を前にして、児童虐待の犯罪化と医療的対応の充実とをいかに考えるかが議論の焦点となっている。

II 児童虐待防止策としての犯罪化と医療化

では、刑罰的対応と医療的対応とはいかなる関係にあるだろうか。虐待を「犯罪化」して問題に対処すべきとする主張と、それを「医療化」して対処すべきとする主張とはいかなる関係にあるのか。まずは犯罪化の方向から見てみよう。

「刑罰とは何か」に関しては、大きく分けて、刑罰は過去の犯罪の報い・償いとして科せられると考える応報刑論と、刑罰は未来の犯罪を抑止する為にあるとする目的刑論との二つがあることはよく知られている（大塚, 2001: 6-16）。児童虐待の犯罪化を主張する議論の多くは、児童虐待は悪質であるから犯罪として罰するべきだという応報刑論に基づく議論ではなく、むしろ目的刑論に基づいて、その犯罪化が虐待の防止につながると論じるものである。「児童虐待について新たに犯罪化し刑事制裁の対象とすることを法定化することにより、われわれは児童虐待を決して認めないことを明言することが、児童虐待防止法への第一歩である」（林, 2000: 156; 後藤, 2000: 128）という見解や、「児童虐待の問題を社会の責任としてしっかり受け止め、児童を社会が守るという姿勢を貫くためには、犯罪化を講じて規範意識を高めることに消極的であってはならない」（安部, 1998: 296）という主張に見られるのは、児童虐待の犯罪化による規範意識の高揚が児童虐待を防止するという考え方である。

なるほど、傷害等において既に犯罪化されている諸行為を敢えて纏めて「児童虐待」が定義されたのであるから、「児童虐待」には単なる傷害等には還元されない異質な側面があるはずであり、したがって、その異質性に相応な特有の罰をもって処するというのが自然な発想であるように見える。しかし、この発想は単純に過ぎる。というのも、児童虐待の犯罪化は、一旦生じた虐待への適切な対処というよりはむしろ、目的刑論に基づいて、虐待防止をめざして提言されているのだから、児童虐待罰の創設が特異な性格を有する児童虐待に対して効果的な防止策となるかが検討されねばならないからである。

効果的な対策ではないという見解が、児童虐待を病理の観点から捉える見解によって主張されている。すなわち、「児童虐待の背景に、虐待者の心理的・病理的問題がある場合には、刑罰という不利益が威嚇となって虐待者を虐待行為から遠ざけることは期待しがた

い」(吉田, 1998: 27; 川崎, 2000: 139) ののである。虐待と深い後悔とを繰り返す親についてはしばしば報告がなされている(椎名, 1995: 104-108; 斎藤, 1992: 64-65)。なるほど、虐待をしつくと考えて罪悪感に欠ける親も一方ではいるとされるが(読売新聞, 2001年8月30日朝刊36面)、虐待が悪いことであり、また、罰せられる行為だと分かった上で、それにもかかわらず、心理的・病理的原因から強迫的・衝撃的に、いわゆる「嗜癖(addiction)」(Schaeff, 1987) によって虐待を行う親は少なくない(斎藤, 1992: 60-66)。とすれば、犯罪化によって刑罰の宣伝を強化し、親の意識に影響を及ぼし虐待を防止するのは難しい。

そこで、児童虐待罪は、「児童虐待の解決は加害者をカウンセリング等により適切に治療することと考へ、設けなくとする」(cf. 後藤, 2000: 132, 注39参照) という案に見られるように、虐待親の無意識の領域に関わる医療によって対処すべしと提言されるのである。臨床心理学の知見によれば、児童虐待の病理的原因であるトラウマをセラピーによって取り除くことが虐待への対応となる。そして、問題のトラウマの形成と特質は次のように説明される(西澤, 1999: 37-90)。

我々は辛い出来事を経験すると、その出来事に納得が行かずそれが心の中の異物となる。我々は自らの認知的枠組みにその出来事を統合しようとするが即座には不可能であり、その記憶は不意に我々を襲い気分を滅入らせる。しかし、我々は異物をこのようにして何度も想起していくうちに、また他者に何度も語るうちに、それを自らの枠組みに統合することができる。すなわち、異物だった過去の辛い出来事も、何度か記憶に再生され、その意味が理解し直されるうちに、自らの物語の一部として自らの心の枠組みに統合されていくのである。しかし、心が吸収統合し得ないほどに過去の出来事が過酷である場合には、その記憶は心の枠組みの外側に位置し続けることになる。言い換えれば、その記憶は意識から拒絶され続ける。このようにして排除された記憶がトラウマとなる。PTSD (posttraumatic stress disorder 心理的外傷後ストレス障害) は、その主な特徴として、社会からの引きこもりといった生活に対するエネルギーの低下や自律神経系の興奮といった症状のほか、トラウマとなった体験の記憶が失われる、いわゆる「解離性健忘」が生じることがある。しかし、その体験の記憶は真に失われたわけではなく、いわゆる「抑圧された記憶(repressed memory)」として、トラウマとして機能する。その体験は意識から半ば切り離されて同一的人格から排除されるために、解離性同一性障害(多重人格性障害)へと発展する場合もある。

トラウマ障害の最大の特徴はその再現性である。心はトラウマとなった体験を、それでもなお、意識へと吸収統合しようとし続けるために、その体験が無意識的に再現されるのである。この無意識的再現は、単に、意識内の想起として生じている場合には、<トラウマとなった体験の記憶が突然に蘇ってくることによって心がパニックを起こす>という「侵入性の症状」を引き起こすが、さらに、この無意識的再現は、実際の行動においても生じる場合がある。例えば、暴力によってトラウマを受けた人は第一に、他人から暴力を引き出すことによって再び自分が被害者になる仕方によって、第二に、自分で自分に暴力をふるう自傷行為によって、さらに第三に、他者に暴力を加えることによって、暴力事件

を再現しようとする。児童虐待も、虐待によってトラウマを受けた者がその出来事を再現しようとすることで生じる場合があると説明される。虐待を受けた子供が、親と分離された後にも、大人の神経を逆なでして里親や養護施設の職員等から虐待を引き出すという傾向（西澤, 1999: 50&127-129）も、さらに上述した虐待の世代間連鎖も、トラウマの再現性によって説明される。

したがって、虐待を防止するためには、「加害者をカウンセリング等により適切に治療する」だけでは不十分であり、虐待親と被虐待児の双方のトラウマをセラピーによって取り除く必要がある。親は子供の頃に受けたトラウマを背負っている限り虐待を再現する可能性があり、子供もまたトラウマを抱えて生きていく限りは、再度虐待を引き出し、また、親になった後に自分の子供に対して虐待を再現する可能性があるからである。

トラウマとは解離した記憶であるから、トラウマを生じさせた体験の記憶を適切に思い出すとともに、通常の記憶と同様に自らの歴史の一部に統合し直すことによってトラウマは治療される（西澤, 1999: 135-160）。かつてジャネ（Pierre Janet）が行ったとされるように、問題の出来事の記憶のみを催眠術によって失わせて、それ以前の自らに対して抱いていた物語は維持したままで、トラウマを消す方法もあるが（Hacking, 1995: 261）、通常のセラピーは、むしろ逆に、問題の出来事を自分の歴史の一部として含み得るような物語に自らの過去を書き直すことを手助けする。例えば、「抑圧された記憶」によって虐待の事実を忘却している場合、その記憶を取り戻すとともに、子供の頃に虐待を受けていた存在として自己を作り直し、トラウマとなっている体験を自分のものとして自己の人生に統合できるようにセラピストは手助けするのである（西澤, 1999: 153）。具体的に言えば、トラウマを患う虐待親や成長後の被虐待者に対するセラピーは、彼女たちの言葉による虐待事件の再現とその解釈、および新しい自己の物語の制作という形をとるが、言語能力に乏しい幼い被虐待児に対しては、「プレイ・セラピー」と呼ばれる、人形や描画を使った、事件の再現と「物語」の「制作」が利用される（西澤, 1999: 175-211）。

セラピーによるトラウマの除去の内実は以上のようなものであるが、2001年8月、厚生労働省は「専門里親」制度を2002年度にも導入することを決めた（読売新聞, 2001年8月18日朝刊1面）。現行の「里親」制度は、何らかの理由で親が養育できない子供を代わりに家庭で育ててもらう制度であるが、新たな「専門里親」制度は、特に被虐待児を二年程度預かり、その間に親子双方のセラピーを行う制度である。厚生労働省は「被虐待児ケアの専門家としての里親を育成したい」とし、心理的ケアなどについて専門研修を受けた「専門里親」を、虐待が生じた家族にあてることをめざしている。これは医療化による児童虐待への対策である。

このように整理すると、あたかも犯罪化と医療化とは競合する相容れない対策のように見えるが、しかし二者択一である必要はない。実際、これらの併用が強く主張されている（後藤, 2000: 127-128）。刑罰だけによる防止は不可能であるから、医療化による防止の充実ははかる必要がある。他方で、<刑罰以外の方法で犯罪防止が可能ならばその方法によるべきであり、やむを得ない場合にのみ刑罰を用いるべきだ>という「刑法の謙抑主義」

(平野, 1977: 16) は、医療化の方向を好むかもしれないが、実際には、セラピーだけによる防止も不可能であるから、犯罪化による防止も検討されるべきである。犯罪化と医療化の両面からどのような対策が適切であるかを具体的に論じる必要がある。

III ラベリング理論とナラティブ・セラピー

しかし、刑罰・医療の両面における適切な対策案が必要であるということは、刑罰的対応と医療的対応とを単純に強化すれば良いということの意味しない。というのも、刑罰を科すことがかえって犯罪者を増やすという事実や、セラピストが虐待を受けていたとクライアントに明かすことによってトラウマを受ける人がかえって増加するという事実が指摘されているからである。

第一に、刑罰に関してであるが、ラベリング理論によれば、我々は、社会から貼り付けられたラベルを自己のパーソナリティとして引き受け、そのラベルにふさわしい行動をとるようになる。というのも、他者とのコミュニケーションや相互作用において、我々はそのラベル通りの役割を演じることを要求され、生活上、どうしても分類された通りの行動を余儀なくされるからである。刑罰と犯罪の文脈に即して言えば、社会から犯罪者のレッテルを貼られれば、我々は「自分は犯罪者である」という自己理解とともに生きることを余儀なくされ、その自己理解に基づいて犯罪者らしく行為するようになり、新たな犯罪を引き起こすというのである。つまり、犯罪者であると分類することが、その人を新たな犯罪へと促すのである(木村・平田, 2001: 84-85)。したがって、児童虐待罪を創設すれば、虐待親は自らを虐待犯罪者として理解し、そのことが新たな虐待を生む可能性を高めることになる。さらに、被虐待児自身も「自分は虐待を犯した親を持つ」という自己理解を抱く。社会は個人だけではなくグループに対してもレッテルを貼り、そのメンバーにレッテル通りの行動を期待するため、被虐待児もまた虐待犯罪者一家の一員として振る舞うよう傾く。ラベリング理論はこうして、虐待罪というラベルを社会が手に入れると虐待がかえって増える、と主張し得る。

第二に、セラピーに関しても、「虐待の被害者である」という事実をセラピストが被虐待者に明らかにすることが、彼女にトラウマを形成させ増幅させるという事実が指摘されている。「ラベリングと介入それ自体が被害者意識やトラウマを生み出し得る」(Schultz, 1982: 29) のであり、すなわち、「子供の人生が児童虐待の事例であると扱われた後になって初めて、その子供はトラウマを経験する、あるいは自分自身が犠牲者であると経験する」(Hacking, 1999: 160) のである。

セラピーに基づくこうした医原性トラウマも、通常のトラウマと全く同様に、或る出来事を自分の過去として取り込むことに失敗して生じると考えることができる。例えば、過去の行為は、それが大きなミスであったと気付いた後になって初めて、心の異物となる。それと同様に、特に意識していなかった或る出来事が、実は虐待であったと教えられて初

めて、それが心の異物となりトラウマへと発展することはあり得る。実際、性的虐待を長期間受けていた少女が、その出来事の意味を知った後になって初めてトラウマを患うようになる場合が報告されている（椎名, 1993: 73-84）。「虐待を受けていた」と診断されることによって、「虐待を受けていた」と自己を理解し、虐待の出来事がトラウマとなるのである。

過去は、現在の我々が使用している概念体系を通して語られることによって意味を帯びる。そして、自分の過去はこうして意味を帯びることによって、現在の自分へと影響を及ぼす。近年「児童虐待」という概念が構成されたが、我々はこの概念を通して自らの過去を把握することによって、過去の或る出来事が「虐待」という新たな意味を帯び、それがトラウマとなる場合がある。そして、このトラウマが新たな虐待を生み出す原因となるのだとすれば、「児童虐待」という概念を我々が手にしたことによって虐待事件が増加するという現象が生じることになる。ハッキングはこうした現象を「環状効果 (looping effect)」(Hacking, 1995: 239; Hacking, 1999: 160-161) と呼んだ。虐待に関する相談件数の近年の激増に関しては、現代社会の病理が深まり虐待が増加しているとする素朴な解釈や、虐待事件の総数は変化していないものの、問題意識が高まることで相談件数が増加したと見る解釈があるが、それらとは別に、問題意識の高まりが「環状効果」によって虐待事件を増やしているという穿った解釈も可能なのである。

したがって、刑罰とセラピーに基づく虐待防止を追求するならば、こうした「環状効果」を考慮する必要がある。人間が精神的存在者である以上、自らを語る概念やラベルについての意識が自らの行為を変えることは避けられないからである。

第一に、犯罪化による「環状効果」に対しては、或る行為が実際には犯罪的であるにもかかわらず、その行為者が「自分はその罪を犯した」という自己理解を持たぬように、社会がその行為を「犯罪」とは認めないようにするという刑罰的対策が考えられる。ラベリング理論はこうして幾つかの犯罪類型に関して非犯罪化 (decriminalization) の路線を提唱する (cf. 木村・平田, 2001: 87-88)。この観点から児童虐待の犯罪化について考察すれば、問題は、同じ行為に対し、法運用によって傷害罪等を適用して「傷害の罪を犯した」という自己理解を与えた場合と、児童虐待罪を創設して「虐待の罪を犯した」という自己理解を与えた場合との、心理的ギャップである。虐待が、単なる傷害とは異なって、トラウマという病理的原因を持ち、またトラウマによって「世代間連鎖」が生じると社会的に認知されている以上、虐待親は「虐待罪を犯した」という自己理解のもとに、また、被虐待児は「虐待罪を犯した親を持つ」という自己理解のもとに、双方が児童虐待の継承者として社会の中で生きていくことを余儀なくされ、トラウマとは異なった仕方で児童虐待の再発を招く恐れがある。そこで、「虐待罪を犯した」等の付加的な自己理解を持たないようにするために、児童虐待罪を認めず、しかし同時に、傷害罪や強姦罪等を帰すことによってその刑罰を科すという方法が、児童虐待防止策として最も効率が良く、とラベリング理論の見地から指摘できる。児童虐待の特異性はむしろ、児童虐待罪の創設への反論を導くのである。

他方、セラピーによる「環状効果」、すなわち、セラピーに基づく医原性トラウマの形成や増幅は、セラピストがクライアントに「自分は虐待されていた」という自己理解を強いることに起因する。通常のセラピストは、トラウマの克服の問題を、本人が虐待事件を自分の人生に取り込み得るかという問題として固定化しているのである。最近のナラティブ・セラピー論 (McNamee & Gergen, 1992; 野口, 2001a; 野口, 2001b) は、専門的立場からの定義や診断はすべて問題を固定化するように作用するとの反省から、専門的セラピストは、クライアントに関する現実を客観的に分析したり、一般的にあてはまるモデルをあらかじめ用意するといった専門性を放棄して、むしろ、いわば「無知という「専門性」」(野口, 2001b: 64) とともにクライアントに接し、個々のクライアントの現実に着目した仕方新しい物語を共同執筆していくべきであると主張する。すなわち、「その人にとって望ましい結果をもたらすオルタナティブな知見またはストーリーに沿った方向で、自分の人生を書きかえられるよう>励ます」(McNamee & Gergen, 1992=邦訳: 166-167) ののである。この方法は、虐待問題に則して言えば、「癒し」を虐待事件の自らの物語への取り込みである一元的には理解せずに、より多様な「癒し」の可能性を開くのであるから、必ずしも「虐待された」という自己理解をクライアントに要求する必要がない。したがって、この方法は、セラピーに基づく医原性トラウマの形成や増幅といった厄介な問題から逃れることができ、それゆえ、虐待の効果的な防止策であると評価することができる。

したがって、我々が刑罰とセラピーを用いて児童虐待を防止しようとするならば、刑罰に関しては、ラベリング理論に基づいた非犯罪化路線が、セラピーに関しては、伝統的セラピーに代わるナラティブ・セラピーの方法が重視されるべきであろう。

IV 虐待への対策と自己の探究

ただし、こうした対応は、「自分は虐待罪を犯した」や「自分は虐待を受けた」という自己理解を取って虐待親や被虐待児に要求しないことによって、心を癒し虐待を防止するという方法である。言い換えれば、彼女らの自己理解の言わば真理性を犠牲にすることによって、その人の幸福と社会的秩序を守ろうとするのである。では、癒しと虐待防止を目的とする、こうした自己理解の「操作」はいかにして正当化されるだろうか。刑罰とセラピーによって児童虐待に対応しようとするならば、最終的にはこうした道徳的問題に直面することになる。

この問題に関しては、まずは、二つの対立する立場が挙げられる。第一は、真なる自己認識に価値を認め、実用主義的に自己理解を操作することを批判する立場であり、第二は、むしろ「本当の自分」への拘泥を批判して、自己理解の実用主義化を擁護する立場である。

第一の立場はハッキングに見られる。ハッキングは次のように問いを提起する。

「まず大切なことは、多重人格の女性がより幸福になり、友人や家族とよりよい生活を営み、より自信に満ち、恐怖心がおさまるか否かということである。それは当然のこととし、今仮に、治療の中に忍び込んでいたかもしれない虚偽や空想の要素が誰一人傷つけていないとした場合、その女性の再構築された魂が、彼女の過去と彼女の自己に正確に類似している否かということは、果たして重要なことなのだろうか。」(Hacking, 1995: 257)。

この問いに対してハッキングは正確な自己認識は重要であると考え、<彼女が癒され、社会が上手く行くのであれば、彼女が「本当の自分」を逸しているか否かは大した問題ではない>という見解をハッキングは批判する。

「自己認識はそれ自体が価値を持つ美德なのである。…たとえ自分にどんな欠点があろうとも、過去と現在に向き合うことができる程に成熟した人間に成長すること…が良いと我々は考えている。これらの価値観が虚偽意識はそれ自体が悪であると示唆するのである。」(Hacking, 1995: 265)

ハッキングによれば、真なる自己理解を犠牲にすることは、それがたとえ癒しや社会的秩序の保持 — 人間の幸福と社会の善 — に役立つとしても、悪なのである。こうして、非犯罪化やナラティブ・セラピーによる実用主義的自己理解は批判されることになる。

それに対して、第二の立場は、自己の実在性や自己理解の真理性を否定して、第一の立場のような「本当の自分」への拘泥を批判する。第二の立場は、社会構築主義やナラティブ・セラピー論といったポストモダニズムの論者に見られる(McNamee & Gergen, 1992; 野口, 2001a; 野口, 2001b)。第二の立場によれば、第一の立場は、ラベリング理論に基づく非犯罪化が「自分は虐待の罪を犯した」という真なる自己理解を犠牲にしていると主張し、さらに、ナラティブ・セラピーも「自分は虐待された」という真なる自己理解を犠牲する可能性があるとして主張するが、これら第一の立場の主張は、「自分は虐待を犯した」や「自分は虐待された」という自己理解が特権的に真であることを前提としている。しかし、「児童虐待」や「児童虐待という罪」そのものが社会的に構成されたと考えられる。ラベリング理論自体が指摘するように、逸脱的行為という烙印づけが社会の必要に応じた選択的なものであり、また、逸脱的行為の中でどれを犯罪と見なすかということも選択的に為されるのである。先に見たように、児童虐待の問題化は子供観の変化に伴う戦略的な「クレーム申し立て(claim-making)」なのである。したがって、非犯罪化やナラティブ・セラピーによって犠牲にされる「虐待を犯した自分」や「虐待された自分」は、必ずしも「本当の自分」ではなく、社会的な構成物としての自分なのである。それゆえ、自己理解の操作と言っても、それは或る社会的構成物から別の社会的構成物への移行でしかない。自己が社会的構成物であるなら、残る問題はどの構成パターンを採用するかということである。言い換えれば、特権的な真実が存在しないのであれば、結局はすべてが「道具」であり、

すべてが「道具」ならば、最も優れたそれを選ぶべきなのである。そして、もしそうならば、悪意や策略に基づく「道具」ではなく、人間の幸福と社会の善を実現するような「道具」を選ぶべきである。したがって、もしも非犯罪化やナラティブ・セラピーによって人が受け入れる自己理解が、人間の幸福と社会の善とを実現するのならば、この自己理解はいかなる躊躇もなく受け入れられるべきである。＜最良の「道具」として機能する自己理解＞を超越した＜真なる自己理解＞など原理的にあり得ないからである。こうして、非犯罪化やナラティブ・セラピーによる実用主義的自己理解は正当化される。

本稿は、第一の立場にも第二の立場にも批判的である。まずは、第一の立場に対する第二の立場からの批判、すなわち、真なる自己理解が固定的に取り出せないとする主張には共感する。「しつけ」概念によって語られてきた行為が、現在、「虐待」概念によって語られているように、将来さらに別の概念によって語られるようになるかもしれない。また、現在における場合でさえ、或る行為が「しつけ」なのか「虐待」なのかが微妙な場合がある。それゆえ、「虐待罪を犯した」「虐待された」という自己理解が特権的に真であると考えられる理由はなく、したがって、「虐待罪を犯した」「虐待された」という自己理解を要求しなければ虚偽意識を容認したことになる、と考える理由もない。新しい概念が次々に生まれ、概念体系が更新され、それに基づいて過去や自己は意味を帯びた纏りとして構成されるのであるから、自己は本質的に不確定的なのである。

しかし他方で、有用な自己理解を受け入れさえすれば良しとする第二の立場にも賛同しかねる。というのも、自己理解も幸福の「道具」とする第二の立場を徹底するのは不可能だからである。「道具」の有用性を具体的に判定するためには、それが役に立つとされる或る特定の目的の具体的概念が確定されていなくてはならない。したがって、自己理解を常にその人の幸福の「道具」として受け入れるためには、自己理解に先立って、その人の幸福についての具体的概念が既に手に入っていなければならない。しかし、自分は何であるかを理解せずに、自分の幸福を具体的に確定することは不可能である。何がその人の幸福であり、何がその社会の善であるかについての理解と、自分とは何かについての理解は、したがって、互いに連関しつつ絶えず更新され確定されなくてはならない。その人の自己理解さえもその人の幸福の「道具」として査定するという第二の立場は、人間の幸福や社会の善を一方的に固定している点で、すべてを流動的・相対的に捉える社会構築主義やポストモダニズム自身に反しており、その人の幸福概念と自己理解との全体論的な更新というダイナミックな運動を見逃している、と言わざるを得ない。

したがって、本稿の立場は、なるほど、固定的な真なる自己を取り出すのは不可能であると認めて、第一の立場と対峙しつつ、しかし他方で、実用主義的な「道具」制作とは異なるような「自己の探究」という次元を確保する点で、第二の立場と対峙する。実用主義的な「道具」制作は具体的な目的概念の確定を前提とするが、自己の理解は、上述のように、その人の目的・幸福の概念の確定を前提とできない。したがって、自己理解は必然的に実用主義的な「道具」制作とはなり得ず、自分の幸福とは何かといった理解をも含めた全体論的な更新の運動である。このような全体論的更新の運動こそ、「道具」制作と一線

を画した「探究」と呼ぶべき営為であり、こうした全体論的な自己の理解こそが「自己の探究」なのである。「何の為に自己理解と幸福概念とを全体論的に更新するのか」と問われても、その目的自体も自己理解を含んだ全体論の中で答えるしかない。こうした「自己の探究」は、全体論的更新の運動である限り、固定的な真なる自己を取り出すことはできないが、他方で「道具」制作に還元されない営為として規定され得るのである。

では、固定的な真なる自己を否定するとともに、実用主義的ではない「自己の探究」を認める本稿の立場は、非犯罪化やナラティブ・セラピーが虐待親や被虐待児に促す実用主義的自己理解をいかに評価するのか。まず、第一の立場とは異なって、それを虚偽意識として批判しはしない。というのも、先に論じたように、それは絶対的な虚偽ではないし、虐待親や被虐待児の心の癒しや虐待防止という限定的な目的の為の優れた「道具」として利用すべきだからである。しかし、第二の立場とは異なって、この自己理解が虚偽ではなく、しかも実用的であるからといって、そこに留まってよいとは考えない。なるほど、トラウマを患い、社会からのレッテルを背負い、感情的に不安定で人間社会への信頼を失った人にとって第一に必要なのは、そうした状態からの脱却であるから、まずは、その脱却に役立つ実用的な自己理解に頼るべきであろう。しかしながら、こうした暫定的な自己理解に安住すべきではなく、最終的には、自分の幸福や社会の善への探究を巻き込んだ全体論的な「自己の探究」へと向かうべきである。トラウマやレッテルから一旦、脱却しない限り、「自己の探究」を遂行するのは難しいのだから、こうした暫定的で実用的な自己理解は、後にそれ自体を検討する「自己の探究」の足がかりとして必要不可欠である。非犯罪化やナラティブ・セラピーがもたらす実用主義的自己理解は、個々の場合で異なるという意味で「あくまでもその場面での物語」（中河, 2001: 23）であり、さらに、それが暫定的であるという意味でも「あくまでもその場面での物語」なのである。

このことは、より具体的に言えば、セラピーによって虐待親と被虐待児の心を癒し、非犯罪化によって「虐待」のレッテルから彼女らを守るという段階では、虐待への対応策が終わるべきではないことを示している。まず第一段階として心を癒すなどして虐待を防止したならば、第二段階として、彼女らがその癒しや平静を足場にして「自己の探究」へと踏み出すように促す必要がある。こうした二つの段階を意識した長期的展望が不可欠であり、この第二段階を後で必ず用意する限りにおいて、第一段階における実用主義的自己意識の利用は正当化され得る。もちろん、例えば、セラピーによって一旦、心を癒すこと自体、忍耐強いケアが必要であるし、一旦平静を得た精神が再度不安定になる場合も多々あることは言うまでもない。しかし、さらに長期的な展望のもと、実用主義的自己理解を自ら検討し得る段階にまでケアを保証することによってのみ、虐待への正当な対応策が遂行され得るのである。

結 論

2003年を目途にした虐待防止策の改善に向けて、刑事政策と医療政策の両面に関して活

発な議論が為されている。本稿は、刑罰的対応に関しては、「児童虐待罰」を創設しない非犯罪化の方向を支持し、医療的対応に関しては、癒しの可能性を多様に考えるナラティブ・セラピー論の趣旨に賛同する。こうした非犯罪化やナラティブ・セラピーの方法は、虐待を防止するのに役立つような自己理解を虐待親や被虐待児に促す可能性がある。こうした実用主義的な自己理解の暫定的利用を「真なる自己」に拘泥するあまり否定することも、また、こうした理解の放置を、「自己の探究」の原理的可能性を批判して正当化することも、どちらも無責任な対応である。まずは、彼女らをレッテルやトラウマから守るために、こうした実用主義的自己理解を積極的に利用し、さらに、その上で、その理解を後に自ら検討する「自己の探究」へと向かうまでケアし続けるべきである。我々は、こうした長期的展望に基づく二段階の対応を可能にするような制度を考えていかねばならない。

(京都大学非常勤講師)

文献一覧

[欧文]

Hacking, Ian (1995) *Rewriting the Soul: Multiple Personality and the Sciences of Memory*, Princeton, N.J.: Princeton University Press.

—— (1999) *The Social Construction of What?*, Cambridge, Mass. and London: Harvard University Press.

McNamee S. and Gergen K. J. (eds) (1992) *Therapy as Social Construction*, London; Newbury Park: Sage Publications.

(野口裕二・野村直樹訳『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版 1997.)

Schaeff, A. W. (1987) *When Society Becomes an Addict*, San Francisco: Harper & Row.

(斎藤学訳『嗜癖する社会』誠信書房 1993.)

Schultz, L. G. (1983) "Child Sexual Abuse in Historical Perspective," *Journal of Social Work and Human Sexuality* 1: 21-35.

[邦文]

安部哲夫 (1998) 「わが国における対応策の考察: 刑事的アプローチ」

萩原玉味・岩井宜子編『児童虐待とその対策』多賀出版, 289-303.

磯谷文明 (2000) 「児童虐待の防止等に関する法律《解説》」 <http://www.ccap.or.jp/hou/hou-j2.htm>

上野加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』世界思想社.

大塚義久 (2001) 『刑法総論』第3版 有斐閣.

岡田順太 (2000) 「児童虐待に関する国会論議」

松原泰雄・山本保編『児童虐待——その援助と法制度』エディケーション, 171-187.

川崎政司 (2000) 「児童虐待に関する法制と児童虐待法」

松原泰雄・山本保編『児童虐待——その援助と法制度』エディケーション, 133-155.

- 木村裕三・平田紳（2001）『刑事政策概論』成分堂.
- 後藤弘子（2000）「児童虐待防止法の刑事規則」
松原泰雄・山本保編『児童虐待——その援助と法制度』エディケーション, 115-132.
- 斎藤学（1992）『子供の愛し方がわからない親たち——児童虐待、何がおこっているのか、
どうすべきか』講談社.
- 椎名篤子（1993）『親になるほど難しいことはない』講談社.
- 椎名篤子編（1995）『凍りついた瞳が見つめるもの——被虐待児からのメッセージ』集英社.
- 中河伸俊（2001）「Is Constructionism Here to Stay? ——まえがきにかえて」
中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ書房, 3-24.
- 西澤哲（1999）『トラウマの臨床心理学』金剛出版.
- 野口裕二（2001a）「臨床のナラティブ」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房, 43-62.
——（2001b）「臨床的現実と社会的現実」
中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ書房, 58-75.
- 林弘正（1999）「児童虐待への刑事的介入」
吉田恒雄編『児童虐待への介入——その制度と法』〔増補版〕尚学社, 102-146.
——（2000）『児童虐待——その現況と刑事法的介入』成文社.
- 平野龍一（1977）『刑法概説』東京大学出版会.
- 吉田恒雄（1998）「児童虐待に関する法制度」
吉田恒雄編『児童虐待への介入——その制度と法』〔増補版〕尚学社, 1999, 25-44.